

## 学校だよりNo.50

令和3年3月5日(金)  
泉崎村立泉崎中学校

# 白 樺

発行責任者 校長 桑原 透

### 泉崎中スローガン

- 1 明るく元気なあいさつ
- 2 健康・安全
- 3 「自他共栄」
- 4 「一歩改革」

### 目指す学校像

- 1 安全で安心して生活できる学校
- 2 生徒・教師が楽しめて「今日も来てよかったなあ」と思える学校
- 3 生徒が主体となって活動し、明るく活気のある学校
- 4 学校・保護者・地域が連携し、共に成長していく学校
- 5 保護者や地域から信頼される学校

## 朝食摂取状況 県平均96.5% 本校95.6%

県教育委員会では、6月と11月に「朝食を見直そう週間運動を」を行っており、各学校で任意の一週間で取り組んでいます。今年度は新型コロナウイルス感染症の関係で11月のみの実施となりました。取り組んだ最後の日の朝食摂取状況を集計していますが、今年度の朝食摂取率の県平均(小・中・高・特支学校)は96.5%で、本校は平均以下でした。

朝食の重要性はだれもが知るところですが、特に育ち盛りの時期は三食しっかり食べることがとても大事であるとされています。

本校では生徒の朝食摂取率100%を目指しています。お子様が朝食を食べずに登校していることがあれば、ぜひ見直していただき、必ず朝食を食べてから登校させるようお願いいたします。

## 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました！

(新型インフルエンザ等対策特別措置法を一部改正する法律 令和3年2月13日施行)

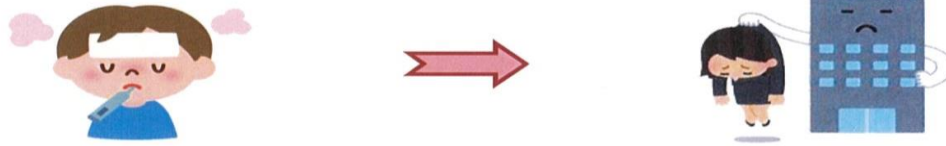
## 新型コロナウイルス感染症に関する様々な差別的な取扱いが報告されています。こうした偏見や差別は決して許されません。

2月12日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針の変更」が行われました。そして「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が、令和3年2月3日に可決成立し、2月13日に施行されました。改正法においては新たに差別的取扱い等の防止に関する規定が設けられました。この法律で「差別的行為」とは下記の3つです。

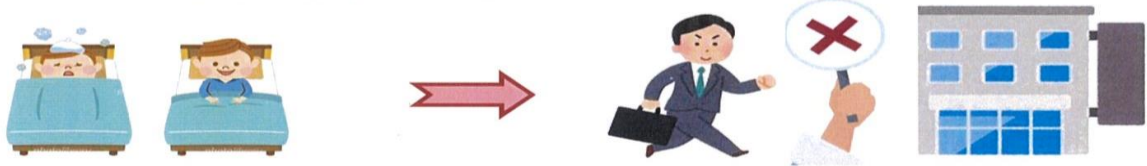
- 1 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別取扱い
- 2 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損(きそん)する行為
- 3 前二号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

## 事例

(感染したことを理由に解雇される)



(回復しているのに出社を拒否される)



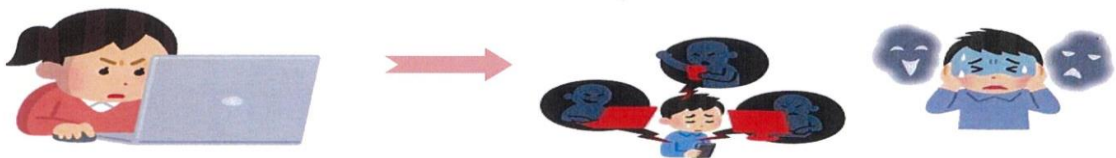
(病院で感染者が出たことを理由に、子供の保育園等の利用を拒否される)



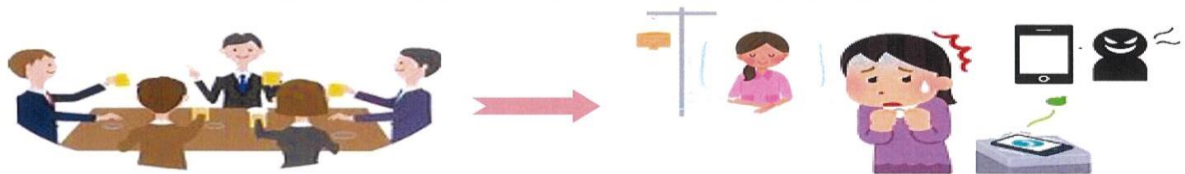
(感染者が発生した学校の学生やその家族に対して来店を拒否する)



(感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難する)



(無症状・無自覚で訪れた店舗から謝罪や賠償を強要される)



## 卒業式に関して

3学年の保護者の皆様には、2月9日付で卒業式のご案内をお出ししましたが、新型コロナウイルス感染防止対策として、密にならないように間隔を空け、座席配置の工夫を行って実施します。参加される保護者の方は1家庭2名まで(1階フロア1名、2階ギャラリー1名)とさせていただきます。また、三脚を使ってのビデオや写真撮影を行う場合はギャラリー席となりますのでご確認ください。また、在校生の参加については2年生のみとし、1年生は休業日になります。

なお、4月6日の入学式の在校生については、新2年生のみの参加を考えております。始業式がありますので、新3年生も登校することになります。正式に決まりましたら、改めてお知らせいたします。